

しらほさかな わ うみほぜんきょうぎかい
白保魚湧く海保全協議会
規約



2005年7月15日 制定

2006年6月14日 改定

2010年5月18日 改定

設立趣旨

白保サンゴ礁は、北半球最大のアオサンゴ群落をはじめとする世界的にも貴重なサンゴ礁生態系です。また、沿岸で暮らす白保住民にとっては、「魚湧く海」、「宝の海」、「海が育ての親」と言われる生活と切り離すことの出来ない大切な海となっています。

白保魚湧く海保全協議会は、海とともに暮らしてきた先人の生活文化に敬意を表し、伝統的なサンゴ礁の利用形態を維持・発展させるとともに、集落をあげて白保の海とその周辺の自然環境・生活環境（以下、サンゴ礁環境という。）の保全と再生を図り、適切な資源管理を進めることで地域の持続的な発展に寄与することを目的として設立したものです。

なお、本協議会はあくまでもサンゴ礁環境の維持・向上とその利用による白保地域の活性化を目的としたものであり、政治的活動を目的とするものではありません。

第1章 総則

(名称)

第1条 この会の名称は、「白保魚湧く海保全協議会」（以下この規約において「協議会」という）とする。

(目的)

第2条 本協議会は、白保の海とその周辺の自然環境・生活環境（以下、白保サンゴ礁環境という。）の保全・再生とサンゴ礁資源の持続的な利用による地域振興の両立を図ることを目的とする。

なお、本協議会はあくまでも白保サンゴ礁環境の維持・向上とその利用による白保地域の活性化を目的としたものであり、政治的活動を目的とするものではない。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次の事業を行う。

- 1.白保サンゴ礁環境の適切な利用に関する自主ルールの策定
- 2.白保サンゴ礁環境の保全・利用に関する普及・啓発活動
- 3.白保サンゴ礁環境の保全・利用に関する情報の収集及び提供
- 4.白保サンゴ礁環境の保全・利用に関わる調査・研究の実施
- 5.白保サンゴ礁環境の保全・利用に資する共同事業の実施
- 6.白保サンゴ礁資源の持続的な利用に向けた研修会・講習会の実施
- 7.その他協議会の目的を達成するために必要な事業
- 8.前号の事業に附帯する事業

(事業費)

第4条 本会の活動にかかる事業費は、次にあげる収入を持ってこれに充てる。

- 1.会費
- 2.寄付金品
- 3.事業に伴う収入
- 4.資産から生ずる収入
- 5.その他の収入（助成金や補助金など）

第2章 会員等

(会員)

第5条 協議会の会員たる資格を有する者は、白保サンゴ礁環境の保全と資源管理の推進に係わる団体又は個人で、次に掲げる者とする。

- 1.白保公民館員（字白保居住者）
- 2.白保ハーリー組合員
- 3.白保サンゴ礁海域で漁業を営む個人

- 4.白保サンゴ礁海域を利用して観光業を営む個人・団体
- 5.白保サンゴ礁環境の保全・再生に関する事業を行う団体
- 6.協議会の趣旨に賛同し、理事会での承認を得たもの

(入会)

第6条 協議会の会員になろうとする者は、別に定める入会申込書を会長に提出し、理事会での承認を得るものとする。理事会は、正当な理由が無い限り入会を認めなければならない。

- 2.会長は、前項の者の入会を認めないとき、理由を付した書面をもって本人にその旨を通知しなければならない。

(会費)

第7条 会員は、年会費（1,000円）を納入しなければならない。

(抛出金品の不返還)

第8条 既納の会費その他の抛出金品は、返還しない。

(資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、その資格を喪失する。

- (1) 退会届の提出をしたとき。
- (2) 本人が死亡し、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、退会しようとするとき退会届を会長に提出して任意に退会することが出来る。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一つに該当するに至ったときは、総会の議決により、これを除名することが出来る。

- (1) 会員としての義務に違反したとき。
- (2) 協議会の名誉をき損し、又は、協議会の設立趣旨に反する行為をしたとき。
- (3) 継続して2年以上会費を滞納したとき。

第3章 役員等

(種別及び定数)

第12条 協議会に次の役員を置く。

- (1) 理事 25人以内（会長、副会長を含む。）
- (2) 監事 2人

2.理事のうち、1人を会長、2人を副会長とする。

(選任等)

第13条 会長、副会長、理事及び監事は、総会において会員の中から

選任する。

- 2.会長及び副会長は理事の互選とする。
- 3.役員は、団体たる会員にあってはその代表者又は代表者が委任する者の中から選任することができる。
- 4.理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。
- 5.会員たる資格の別により、役員を選出人数を次の通り定めるものとする。ただし、複数の資格に重複する場合は、いずれか一つの代表として選出する。

(1) 白保公民館役員	若干名
(2) 白保公民館運営審議委員	若干名
(3) 白保ハーリー組合	若干名
(4) 遊漁船業者	1名
(5) 民宿	1名
(6) 農業委員	2名
(7) 白保老人会	1名
(8) 白保協和会	1名
(9) 白保婦人会	1名
(10) 白保青年会	1名
(11) 白保畜産組合	1名
(12) 白保農業者	若干名
(13) 白保有識者	若干名
(14) 第5条に定められた会員	若干名

(職務)

第14条 会長は、協議会を代表し、会務を統括する。

- 2.副会長は、会長を補佐して会務を掌握し、会長に事故があるときはその職務を代理し、会長が欠けたときはその職務を行う。
- 3.理事は、理事会を構成し、規約及び総会の議決に基づき協議会の会務を執行する。
- 4.監事は、協議会の会務の執行及び会計を監査し、その結果を総会に報告する。

(任期等)

第15条 役員任期は、団体の代表者や役職による理事にあってはその任期とし、それ以外の役員は2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2.補欠のため、又は増員によって就任した役員任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3.役員は、辞任した場合又は任期が満了した場合においても後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第 16 条 理事又は監事のうちその定数の 3 分の 1 を超える者が欠けたときは遅滞無くこれを補充しなければならない。

(解任)

第 17 条 役員が次の各号の一に該当するに至ったときは、総会の議決により、これを解任することが出来る。

- (1) 心身の故障のため職務の遂行に堪えないと認められるとき。
- (2) 職務上の義務違反、その他役員としてふさわしくない行為があったとき。

(報酬等)

第 18 条 役員は無給とする。

(顧問、相談役)

第 19 条 協議会に、事業及び運営について助言を得るため、顧問、相談役を置くことができる。

- 2.顧問、相談役は、協議会に功労のあった者又は学識経験者で、理事会の推薦により会長が委嘱する。
- 3.顧問は、理事会の諮問に応じ、協議会の運営に関し意見を述べる。
- 4.相談役は、協議会の推進に関して会長の諮問に答える。

(事務局)

第 20 条 協議会の事務を処理するために、事務局長及びその他の職員を置く。

- 2.協議会の事務局は石垣市白保字 118 (WWF サンゴ礁保護研究センター内) に置く。
- 3.事務局長及び事務局職員は、会長が任命する。

第 4 章 総会

(種別)

第 21 条 総会は、この協議会の最高議決機関とする。
2.協議会の総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(構成)

第 22 条 総会は会員をもって構成する。

(機能)

第 23 条 総会は以下の事項について議決する。

- (1) 規約の変更
- (2) 解散
- (3) 事業計画及び収支予算の決定並びにその変更
- (4) 事業報告及び収支決算の承認
- (5) 役員の選任又は解任

- (6) 事務局の組織及び運営
- (7) その他協議会の運営に関する重要事項

(開催)

第 24 条 通常総会は、毎年 1 回開催する。

2.臨時総会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認めるとき。
- (2) 会員の5分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 第 14 条第 4 項の規定により監事が、監査報告のために召集があったとき。

(召集)

第 25 条 総会は、前条第 2 項第 3 号の場合を除き、会長が招集する。

2.会長は、前条第 2 項第 1 号及び第 2 号の規定による請求があったときは、その日から 14 日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3.総会を招集するときは、会員に対し会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の 5 日前までに文書をもって通知しなければならない。ただし、特別の理由がある場合はこの限りでない。

(議長)

第 26 条 総会の議長は、事務局がこれに当たる。

(定足数)

第 27 条 総会は、会員総数の2分の1以上の出席がなければ開会することが出来ない。

2.委任状が提出された場合、この会員を出席とみなす。

(議決)

第 28 条 総会における議決事項は、第 25 条第 3 項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

2.総会の議事は、この規約に別に定めるもののほか、出席した会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第 29 条 やむを得ない理由により、総会に出席することができない会員は、あらかじめ通知された事項について、書面をもって表決し、又は代理人として出席した者に表決を委任することができる。

2.この場合において、前 2 条の適用については出席したものとみなす。

3.総会の議決について、特別の利害関係を有する会員は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第30条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 会員総数及び出席者数(書面表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。)
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

第5章 理事会

(構成)

第31条 理事会は理事をもって構成する。

(権能)

第32条 理事会は、この規約で定めるもののほか、以下の事項について議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない会務の執行に関する事項

(開催)

第33条 理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。

- (1) 会長が必要と認めるとき。
- (2) 理事総数の3分の1以上から、会議の目的たる事項を示して請求があったとき。

(召集)

第34条 理事会は、会長が召集する。

2.会長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に臨時総会を召集しなければならない。

3.総会を召集するときは、会議の目的たる事項及びその内容並びに日時及び場所を示して、開催の7日前までに文書をもって通知しなければならない。

(議長)

第35条 理事会の議長は、事務局がこれに当たる。

(議決)

第36条 理事会の議決事項は、第34条第3項の規定によってあらか

じめ通知した事項とする。

2.理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(表決権等)

第37条 各理事の表決権は、平等なるものとする。

2.やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面をもって表決することができる。団体の代表者にあつては、代理人として出席した者に表決を委任することができる。

3.前項の規定により表決した理事は、次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。

4.理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることが出来ない。

(議事録)

第38条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

(1) 日時及び場所

(2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面表決者にあつては、その旨を付記すること。）

(3) 審議事項

(4) 議事の経過の概要及び議決の結果

(5) 議事録署名人の選任に関する事項

2.議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2名以上が署名押印しなければならない。

(委員会)

第39条 協議会に、第3条に定める事業を遂行するため、理事会の議を経て、委員会を置くことができる。

第6章 資産及び会計

(資産の構成)

第40条 協議会に関する資産は、次に掲げるものをもって構成する。

(1) 会費

(2) 寄付金品

(3) 事業に伴う収入

(4) 資産から生ずる収入

(5) その他の収入

(資産の管理)

第41条 協議会の資産は、会長が管理し、その方法は、総会の議決を

経て、会長が別に定める。

(事業計画及び予算)

第 42 条 協議会の事業計画及びこれに伴う収支予算は、会長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第 43 条 前条の規定に係わらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、会長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収入支出することができる。

2.前項の収入支出は、新たに成立した予算の収入支出とみなす。

(予備費の設定及び使用)

第 44 条 予算超過又は予算外の支出に充てるため、予算中に予備費を設けることができる。

2.予備費を使用するときは理事会の議決を経なければならない。

(予算の追加及び使用)

第 45 条 予算議決後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業年度)

第 46 条 協議会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業報告及び決算)

第 47 条 協議会の事業報告、決算及び財産目録は会長が作成し、監事の監査を得て、第 21 条第 1 項に定める通常総会において承認を得なければならない。

2.決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

第 7 章 規約の変更及び解散

(規約の変更)

第 48 条 この規約は、総会において会員の 4 分の 3 以上の同意を得なければ変更することはできない。

(解散及び残余予算の処分)

第 49 条 協議会は、次の各号に掲げる事由により解散する。

- (1) 協議会の目的が達成されたとき又は達成が不可能となったとき。
- (2) 総会において会員の 4 分の 3 以上の同意があったとき。
- (3) 解散のとき存する残余財産の処分は、総会の議決を得てこれを決定する。

第 8 章 雑則

(細則)

第 50 条 この規約の施行について必要な細則は理事会の議決を経て、会長がこれを定める。

(附則)

- (1) この規約は、平成 17 年 7 月 15 日から施行する。
- (2) 協議会設立当初の役員は、第 11 条の規定に係わらず設立総会の定めるところによるものとし、その任期は、団体の代表や役職により役員となったものを除き、第 14 条第 1 項の規定に係わらず、平成 20 年 3 月 31 日までとする。
- (3) 協議会の設立当初の事業年度は、第 45 条の規定に係わらず、設立総会開催日から平成 18 年 3 月 31 日までとする。
- (4) 協議会の設立当初の事業計画及び予算は、第 41 条の規定に係わらず、設立総会の定めるところによる。
- (5) 第 5 条の規定に係わらず、協議会設立の日までに入会承諾書の提出を行った者は、協議会設立の日をもって会員となったものとする。

(附則)

- (1) 規約 第 3 章 役員等 第 11 条 1 項 (1) 及び、第 12 条 5 項について、平成 18 年 6 月 14 日総会において改訂。
- (2) 規約 第 3 章 役員等 第 12 条 2 項について、平成 22 年度 5 月 18 日総会において改訂。

平成 年 月 日

白保魚湧く海保全協議会 入会申込書

白保魚湧く海保全協議会
会長 山城 常和 殿

私は、白保魚湧く海保全協議会の趣旨に賛同し、その活動に参加いたしたく、本書面をもって入会の申し込みをいたします。

申込者氏名

住所

電話番号

協議会で取り組みたい活動があればご記入ください。

--

平成 年 月 日

白保魚湧く海保全協議会 退会届

白保魚湧く海保全協議会
会長 山城 常和 殿

私は、一身上の都合により白保魚湧く海保全協議会を退会いたしたく、本書面をもって退会を届け出ます。

申込者氏名

住所

電話番号